

住宅改修費給付までの流れ

西尾市福祉課

申請(必ず住宅改修を行う前に申請してください。)

申請書類

《障害者手帳を必ずご持参ください》

※難病患者で障害者手帳がない方は、医師の診断書が必要です。

住宅改修費給付申請書

- ・ 改修工事の見積書(西尾市登録業者、発行日が3ヶ月以内のもの、宛先は本人名)
- ・ 改修工事前及び改修工事後の平面図(改修工事の内容がわかるもの)
- ・ 改修工事場所の工事着工前の写真

申請書
提出



審査後、給付決定通知書を交付(交付には最大2週間ほどかかります)。

- ・ 業者へは給付券を送ります(どちらも同じ日に郵送します)。

- ・ 世帯の所得状況に応じて、費用の1割をご負担いただく場合があります。
- ・ 同一世帯内に市民税所得割が50万円を超える方がいる場合は給付できません。
※所得判定について…4～6月の申請は前年度の市民税課税状況、7～翌3月の申請は当年度の市民税課税状況により判定します。(例:令和4年5月申請→令和3年度市民税で判定。)

業者との
やり取り

- ・ 決定通知書が届きましたら、業者に連絡し改修工事を行ってください。
- ・ 工事完了後、業者から、改修部分の工事完了後の写真、給付券及び公費負担額の請求書(西尾市長宛のもの)を市に提出します。
- ・ 決定通知書に利用者負担額及び超過利用者負担額が記載されている場合は、その合計額を業者にお支払いください。
- ・ 公費負担額は、市から業者に支払います。

注意点

- ・ 必ず改修を行う前に申請してください。改修後に申請されても給付できません。
- ・ 介護保険で同様の給付が受けられる場合は、介護保険が優先となります。
- ・ 住宅改修費には基準額(20万円)があり、それを超える金額(超過利用者負担額)は自己負担となります。
- ・ 給付の対象の障害及び程度は、下肢または体幹機能障害1～3級の方、同程度の難病患者、視覚障害1～2級の方となります。(特殊便器への取替えは上肢障害1～2級の方が対象。)
- ・ 改修工事の内容及び範囲は、居室、浴室、便所、台所等の改修で、障害者の居宅における生活動作を円滑にするための工事です。(手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止等のための床材変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器への取替え等及びその付帯工事)
- ・ 給付対象者が居住する住宅となります。(借家の場合は家主の承諾が必要です。)